

平成29年8月16日

各障害者支援施設長様
各関係障害福祉サービス事業所様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

みだしのことにつきまして、別添のように厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本マニュアルの趣旨を踏まえ、毎日の調理従事者の健康状態の確認及び記録の実施等について、関係職員へ周知のうえ、衛生管理についてより一層ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用されるものですが、中小規模調理施設についても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努められるようお願いいたします。

(障害者支援課指定指導係：972-3967)